

東北電力の工事費負担金の授受に係る特例承認について

(趣旨)

東北電力が自社及び沖縄電力を除く一般電気事業者（以下「電力8社」という。）から工事費負担金を申し受けることについて、10月14日付けで東北電力から経済産業大臣に特例承認申請があり、それに伴って、10月15日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。当該承認に異論なき旨回答してよいか、委員会として御確認いただく。

主なポイント

1. 特例承認の流れについて

経済産業大臣は、託送供給約款により難い特別の事情があるとして電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定による承認の申請を受けた場合、同法第66条の10第1項第7号の規定に基づき、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴取する。委員会は、意見を述べた時は、遅滞なくその内容を公表する。経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、承認の可否を総合的に判断する。なお、申請書の受付から承認までの標準処理期間は4週間である。

2. 今般の申請の背景

東京電力が建設中の東通原子力発電所及び電源開発が建設中の大間原子力発電所で発電する電気について、東北電力が東京電力に対して振替供給を行うこととなっている。当該振替供給を行うに当たり、東北電力管内の基幹系統の増設工事を行う必要があり、それに伴って多額の費用を要するところ。

3. 特例承認の対象

今回申請されている特例承認の対象は、東北電力が電力8社から基幹系統の設備増強費用を工事費負担金として申し受けることである。東北電力の託送供給約款において、基幹系統の設備増強費用は系統利用者から託送料金として回収することが定められている。そのため、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づいて、託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの特例承認を受けることを東北電力が求めているところ。

4. 事務局案とその根拠

第一に、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20150312資第3号）において、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定による託送供給約款によらない託送供給の承認に係る審査基準の具体例が挙げられてお

り、「新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合」は「約款として定めるに馴染まない」とされている。東北電力からの承認申請書によれば、東北電力が申し受ける工事費負担金の総額は約 1949.4 億円である。

第二に、電力 8 社が東北電力に支払う工事費負担金は、従前から電力各社の託送料金に計上されていないか、計上されている場合でも現在行われている託送料金審査において査定を行うため、当該承認が電力 9 社（東北電力及び電力 8 社）の託送料金に悪影響を与えることはなく、需要家が不利益を被ることは想定されない。

以上の理由から、委員会として当該承認を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20151014資第13号
平成27年10月15日

電力取引監視等委員会
委員長 八田 達夫 殿

経済産業大臣 林 幹雄

託送供給の特例承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項の規定に基づき、別添の申請に係る同法第24条の3第2項ただし書に規定する託送供給の特例承認について、貴委員会の意見を求めます。

